

電話回線契約の名義変更等手続漏れに伴う電話回線使用料の誤った支出について

建設緑政局緑政部みどりの管理課において、令和 5 年 4 月から開始した「橘公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業」に伴い、旧西部公園事務所（高津区子母口 5 6 5、橘公園内）の機械警備業務委託及び当該機械警備に使用していた電話回線契約の名義を当該 Park-PFI 事業に選定された事業者（以下、「事業者」という。）に変更する必要がありましたが、令和 7 年 7 月に同課職員が電話料金の執行状況を確認していたところ、電話回線契約の名義変更手続きが漏れていたとともに、本来事業者が負担する電話回線使用料である 28,580 円（令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 1 月 2 4 日使用分：1 件）を本市が負担していたことが判明しました。

また、令和 5 年 1 1 月に、事業者が市から引き継いだ機械警備業務委託を解約しましたが、当該機械警備に使用していた電話回線契約を廃止していなかったため、本来不要な電話回線使用料である 55,123 円（令和 5 年 1 1 月 2 5 日～令和 7 年 7 月 1 0 日使用分：1 件）を本市が支出していたことも判明（上記 2 件で合計 83,703 円の誤った支出）したため御報告します。

今後、本来事業者が負担する電話回線使用料 28,580 円については事業者へ請求し、本来不要な電話回線使用料 55,123 円については、事業者による警備業務とは関係のない費用であるため、事業者には請求しません。

1 内容

旧西部公園事務所（平成 21 年度まで高津区及び宮前区を所管する公園管理事務所として使用。平成 22 年度の組織改正により事務所機能を廃止。）につきましては、民間事業者による Park-PFI 事業を開始した令和 5 年 4 月以降、事業者適切に機械警備業務を引き継ぐ必要がありましたが、当時、機械警備業務委託及び当該警備に必要な電話回線契約を所管していたみどりの管理課において、機械警備業務委託のみ引継ぎを行い、電話回線契約の名義を事業者に変更していなかったため、本来事業者が負担する電話回線使用料を本市が負担していたものです。

また、令和 5 年 1 1 月に、事業者が市から引き継いだ機械警備業務委託を解約しましたが、当該機械警備に使用していた電話回線契約を廃止していなかったため、本来不要な電話回線使用料を本市が支出していたものです。

2 経過

令和 5 年 2 月 2 2 日	「橘公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業」における事業予定者の決定
2 月 2 7 日	事業予定者が Park-PFI 事業を所管するみどりの事業調整課（現みどり・多摩川事業推進課）に対し、現行警備会社（当時）との契約状況及び引継ぎ方法を問合せ。 → みどりの事業調整課とみどりの管理課で現行の契約状況を確認。みどりの管理課において電話回線契約の名義変更が必要であることの認識が欠けており、事業予定者が現行警備会社とのみ調整すれば足りると誤認。 → みどりの事業調整課から事業予定者に対し、現行警備会社と調整するよう回答。その際、電話回線契約の名義変更については言及しなかった。
3 月 2 3 日	事業予定者が市に警備計画書を提出（当面は現行警備会社による機械警備を継続） → 市は、電話回線の契約状況を確認しないまま警備計画書を承諾
3 月 3 1 日	「橘公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業基本協定書」を締結（事業者：合同会社ピークスタジオ一級建築士事務所）

4月 1日	事業開始に伴い、事業者が現行警備会社による機械警備を実施
11月24日	事業者が現行警備会社による機械警備を解約。その後は、事務所の改修工事にあわせて電話回線が不要な新たな機械警備方法へ切替え。
令和7年7月 4日	みどりの管理課職員が電話料金の執行状況を確認していたところ、市が電話回線使用料を支出していることが判明
7月10日	電話回線契約を廃止

3 市が誤って支出した額

令和5年4月使用分～令和7年7月使用分 合計83,703円

<内 訳>

- ・電話回線契約の名義変更手続き漏れに伴う誤った支出分
令和5年4月1日～令和5年11月24日使用分 1件、28,580円
- ・電話回線契約の廃止手続き漏れに伴う誤った支出分
令和5年11月25日～令和7年7月10日使用分 1件、55,123円

4 原因

みどりの管理課内において機械警備業務の事務引継ぎが適切に行われていなかったため、Park-PFI事業の開始時に名義変更手続きが必要となる認識がなかったことが主な原因と考えております。

5 今後の対応

事業者を募集・選定する過程において「警報機器等の管理運営に係る通信料、電気料等は事業者の負担となります。」と市ホームページで公表していることを鑑み、本来事業者が負担すべき電話回線使用料、すなわち、事業者が現行警備会社（当時）による機械警備を実施していた期間（令和5年4月1日～令和5年11月24日）の電話回線使用料28,580円は事業者に請求するものとします。

また、現行警備会社による機械警備を解約した以降に発生した電話回線使用料55,123円については、事業者による機械警備とは関係のない費用であるため、事業者には請求しないものとします。

なお、事業者には経緯を説明し、了承を得ております。

6 再発防止策

公園緑地に関する電話回線において、必要のない電話回線が他にないか確認し、本件以外には事案がなかったことを確認しました。今後は、公園施設を撤去する場合や、管理者が変更となる場合など、電話回線等の契約状況を必ず確認するようにいたします。

併せて、契約状況やその背景・目的等を記載した書面による引継ぎを徹底し、その内容を複数人で共有できる体制を構築することで、再発防止に努めてまいります。

<問合せ先>

（電話回線使用料に関すること）

川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 中村

電話 044-200-2393

（橘公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業に関すること）

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 坂

電話 044-200-0510